

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 5月 29日施行

令和 8年 5月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第42号

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8年 5月 29日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第42号

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱（平成31年佐用町要綱第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表8」を「別表10」に改める。

別表7補助金の額の項佐用町縮充チャレンジ事業の欄中「25万円」を「15万円」に改める。

別表8の次に次の2表を加える。

別表9（第2条関係）

交通系ICカード共通サーバ整備事業補助事業

補助事業名	交通系ICカード共通サーバ整備事業補助事業
補助事業の目的	兵庫県下において路線バスを運行する事業者が共同して整備する交通系ICカード共通サーバの整備を支援することにより、本町を含む県内におけるシームレスな公共交通サービスの実現及びキャッシュレス決済の推進を図り、もって地域公共交通の利便性向上及び持続可能な地域づくりに資することを目的とする。
補助事業の対象となる者	ひょうご新ICサービス整備協議会において、交通系ICカード共通サーバを一括整備する代表事業者として指名された者。
補助事業の対象となる経費	代表事業者が実施する交通系ICカード共通サーバの整備事業に要する経費であって、本町に係る応分負担分として決定された額とする。
補助金の額	予算の範囲内で補助する

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 事業実施の概要 補助事業所要(精算)額計算書 国庫補助金の交付申請書の写し その他町長が必要と認める書類
	(指定期日) 町長が別に定める日
第5条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、 経費区分相互間において30%未満の変

	更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第6条第1項	(添付書類) 事業実施計画書 補助事業所要(精算)額計算書 その他町長が必要と認める書類
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第8条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる
	(指定期日) 翌年度の4月10日まで
第16条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間

別表10 (第2条関係)

交通系ICカード車載器整備事業補助事業

補助事業名	交通系ICカード車載器整備事業補助事業
補助事業の目的	本町内を運行する路線バスに交通系ICカードを活用したキャッシュレス決済(ABT方式)を導入するために必要となる車載器の整備を支援することにより、シームレスな公共交通サービスの実現を図り、もって地域公共交通の利便性向上に資することを目的とする。
補助事業の対象となる者	本町内において一般乗合バス事業を運行する者であって、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可を受けているもの。ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス及び高速バスを運行する事業は対象外とする。
補助事業の対象となる経費	交通系ICカードを活用したキャッシュレス決済の新規導入又はABT方式の実施に必要な車載器等の改修に要する経費から、交通事業者が収受する国庫支出金を除いた額に、本町が負担すべき割合を乗じて得た額とする。
補助金の額	予算の範囲内で補助する

別に定める事項

関係条項	内容
第3条	(添付書類) 事業実施の概要 補助事業所要(精算)額計算書 国庫補助金の交付申請書の写し その他町長が必要と認める書類
	(指定期日) 町長が別に定める日
第5条第1項	(軽微な経費配分の変更) 経費区分の新設又は廃止以外の変更、 経費区分相互間において30%未満の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業区分の新設又は廃止以外の変更、 及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第6条第1項	(添付書類) 事業実施計画書 補助事業所要(精算)額計算書 その他町長が必要と認める書類
	(指定期日) 変更を必要とする場合速やかに
	(軽微な変更) 30%未満の減額の変更
第8条	(添付書類) 交付申請の添付書類に準ずる。
	(指定期日) 翌年度の4月10日まで
第16条第1項	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 (昭和40年大蔵省令第15号) に定める期間

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。